# 広報はちおうじ つ Chioji

自粛について、引き続き皆さんのご協力をお願いいたします。



地域医療体制整備チームを設置



# 地域医療体制整備チームを設置

新型コロナウイルス感染症の拡大による地域医療体制の崩壊を防ぐため、「地域医療体制 整備チーム」を設置しました。八王子市医師会や各担当課と連携し、市民の皆さんが安心・安 全に医療を受けられるよう、以下の対策を行い、地域医療体制の整備を図っていきます。

#### 対策①

### 専門外来を設置

医師会と協力し、新たにPCR外来を開設。これにより 感染が疑われる方には速やかにPCR検査を実施できる 体制を整備します。

#### 対策②

### 軽症者などの受け入れ施設運営に協力

都が借り上げた症状がない方や軽症の方を受け入れ る市内施設の運営に対し、医師会とともに協力します。

#### 対策③

# 病床の確保を支援

市内指定・協力医療機関が設置する新型コロナ病 床に対して費用の補助を行い、病床の確保を支援し ます。

#### 対策④

### 医療従事者の方へ支援

医療従事者用の宿泊経費のほか、医療機関による 特殊勤務手当支給補助など、新型コロナウイルス感染 症の対応にあたる医療従事者を支援します。

# 各種検診の実施について

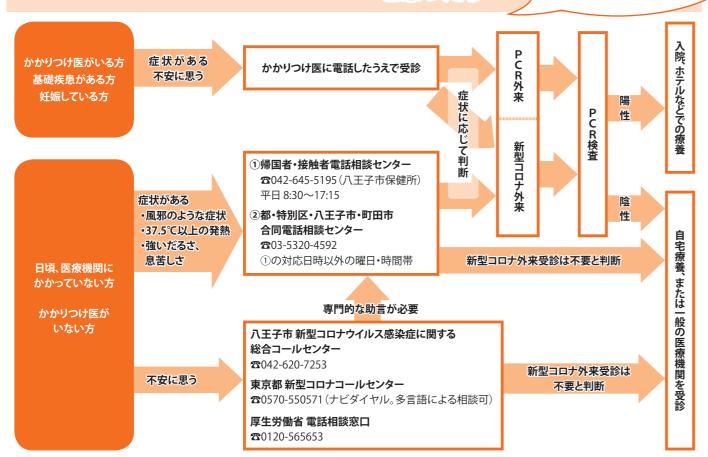
5月1日号折り込みの「令和2年度検診ガイド」に 掲載の各種検診、および5月末に受診券を送付予定 の特定健康診査などにつきましては、新型コロナ ウイルス感染症による緊急事態宣言の期間中は実 施しません。

今後の予定は決まり次第、市のホームページで お知らせします(右の二次元コー ドからもご覧になれます)。問い 合わせは成人健診課(☎620・7428 **™** 621 • 0279) **△** 



# 新型コロナウイルス感染症かもしれない? と思ったら

医療機関を受診する際は 必ず電話で連絡を!



※東京都においては、受け入れ病院および受け入れ宿泊施設について、都が一括して入院・入所の調整を行なっています。 そのため、市内病院や市内宿泊施設についても市民以外の方が利用されることがあります。

# 新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止に皆様のご協力を

# 八王子市医師会から市民の皆様へ

# 医療崩壊をさせないために

今後、新型コロナウイルス感染症の患者の方がこのまま増え続けると、他の 疾患の診療もできなくなり、医療崩壊を招く可能性があります。そこで、PCR 検査を行うことができる施設を増やして医師が検査を行い、陽性の方にホテル に移っていただくことで、これ以上の感染の広がりを少しでも抑えられるとと もに、医療機関の病床を確保できると考えました。

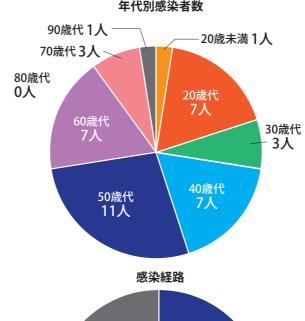
石森市長にこの考えをお話ししたところ、地域医療体制整備チームが設置さ れ、軽症者等を受け入れるためのホテルの借り上げも進められています。我々 医師会と市は協力して、医療崩壊を防ぐために尽力していきます。もし、あなた の具合が悪くなってしまっても、どうかご安心ください。市内の内科の7割、小 児科の9割が診療を続けます。心配な症状がある方は、医療機関に直接行かず、 必ず電話をしてから受診してください。院内感染防止の対策をして診療し、必 要な対処をします。誰もが幸せになれる未来のために。この危機をともに乗り 越えましょう。

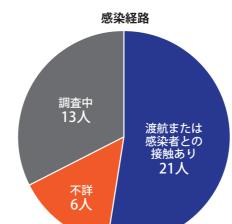


八王子市医師会 会長石塚太一

# 市内の感染者数や感染経路などの情報を公開しています

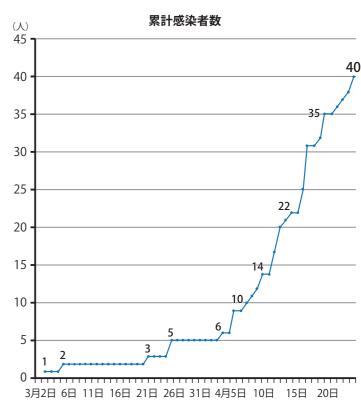
# 年代別感染者数





都の区市町村別患者数に関する公表方針の変更にあわせ、感染者の 個別の情報(感染確定日、年代、退院、渡航歴・接触歴など)を公開してい ます。最新の情報は市のホームページ、または右の二次元 コードからご覧ください。

※各グラフは4月27日現在の情報をもとに作成しています。



広報はちおうじ 2020.5.15 2 3 広報はちおうじ 2020.5.15

# 中小企業者などの皆さまへ 資金繰り支援措置のご案内

問 産業政策課 ☎620・7252 ጨ 627・5951

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者などを対象とした、国の緊急 融資措置が実施されています。本市の認定が必要な支援措置は次の3種類です。詳しく は市のホームページ、または右の二次元コードからご覧ください。



# セーフティネット 保証4号

対象 最近1か月間の売上高等が前 年同月比で20%以上減少してお り、その後2か月間を含む3か月間 の売上高等が前年同期比で20% 以上減少することが見込まれる 中小企業者など

指定期間 6月1日まで 対象資金 経営安定資金 保証割合 100%

保証限度額 一般保証とは別枠で 2億8,000万円(セーフティネット 保証5号と同枠内で併用可)

# セーフティネット 保証5号

対象 旅館・ホテル、食堂、レストラン、 フィットネスクラブなど指定738業 種で、売上減少条件を満たしている 中小企業者など ※詳しくは中小 企業庁のホームページ、または下の 二次元コードからご覧ください。

対象資金 経営安定資金 保証割合 80%

保証限度額 一般保証とは別枠で

2億8,000万円(セーフ 画業 画 ティネット保証4号と 同枠内で併用可)



# 危機関連保証

対象 最近1か月間の売上高等が前 年同月比で15%以上減少してお り、その後2か月間を含む3か月間 の売上高等が前年同期比で15% 以上減少することが見込まれる 中小企業者など

指定期間 来年1月31日まで 对象資金 経営安定資金

保証割合 100%

保証限度額 一般保証及びセーフ ティネット保証とは別枠で2億 8,000万円

新型コロナウイルス感染症で お困りの事業者の皆さまへ

# 給付金などの手続きは 商工会議所にご相談を

八王子商工会議所では、「新型コロナウ イルスに関する経営相談窓口」を設置し、 事業者の皆さまの経営課題に関する相談 を受け付けています。相談の際は、事前に 電話でご連絡を。

詳しくは八王子商工会議所の ホームページ、または右の二次 元コードからご覧ください。



## 八王子商工会議所

**☎**623 ⋅ 6311 **☎** 626 ⋅ 8138

午前9時~午後5時30分(土・日曜日、祝日を除く)

# 持続化給付金

詳しくは経済産業省のホームページ、または右下の二次元コード からご覧ください。

対象 新型コロナウイルス感染症の影響により、1か月間の売上が 前年同月比で、50%以上減少している事業者

給付額 法人200万円、個人事業主100万円(昨年1年間の売上からの 減少分が上限)

中小企業 金融•給付金相談窓口

☎0570·783183

午前9時~午後7時

午前9時~午後7時



# 東京都感染拡大防止協力金

募集要項など、詳しくは都のホームページ、または右下の二次元 コードからご覧ください。

対象 4月16日~5月6日の間、休業などに取り組んでいた中小事業 者、または個人事業主

給付額 50万円(2事業所以上で休業などに取り組んでいた事業者 は100万円)

都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター ☎03·5388·0567



# 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

# 市税・国保税の徴収猶予の特例制度を実施

新型コロナウイルス感染症の影響により事業などにかかる収 入に相当の減少があった方は、最長1年間、市税・国民健康保険税 の徴収の猶予を受けることができます。担保の提供は不要で、延 滞金もかかりません。関係法令の施行から2か月後、または納期限 のいずれか遅い日までに申請が必要です。詳しくは各担当課まで お問い合わせください。最新情報は、市のホームページからご覧 いただけます。

対象 次の要件をいずれも満たす納税者・特別徴収義務者 ▶令和2年2月以降の任意の期間1か月以上において、新型コ ロナウイルス感染症の影響により、事業などにかかる収入が 前年同期に比べておおむね20%以上減少している ▶一時 に納付、または納入を行うことが困難である

対象となる市税・国民健康保険税 令和2年2月1日から令和3 年1月31日までに納期限が到来する市・都民税、固定資産税、 国民健康保険税など、ほぼすべての税目 ※すでに納期限 が過ぎている未納の市税などについても、遡ってこの特例を 利用することができます。

必要書類 ▶申請書 ▶収入や現預金の状況がわかる資料(売 上帳・現金出納簿・通帳の写しなど)

**問い合わせ** 市税については納税課(☎620·7224 ☎626·4640)、 国民健康保険税については保険収納課(☎620・7237 2 626・ 8421) ^

# 国民健康保険税などは減免適用される場合も

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し た方は、減免が適用される場合があります。詳しくは、各 担当課までお問い合わせください。

•国民健康保険税

保険年金課 資格課税担当 ☎620·7236 ☎ 626·8421

•後期高齢者医療保険料

保険年金課 後期高齢者医療担当

•介護保険料

介護保険課 保険料担当 ☎620·7415 ☎ 620·7418

☎620·7364 ☎ 626·8421

#### 新型コロナウイルス感染症に関連する貸付などの 手続きに使用する証明書の手数料を免除

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、各種貸付や 融資制度などを利用する方を対象に、5月11日受付分か ら以下の証明書などの手数料を免除しています(5月10 日以前に受付したものは返金できません)。

問い合わせは、納税証明書・課税(非課税)証明書につ いては税制課(☎620・7218 ☎627・5918)、印鑑登録証 明書・住民票の写しについては市民課(2620・7232 🖾 626·2381)  $\land$ 

#### 対象となる証明書など

•納稅証明書

•印鑑登録証明書

チェック

П

・課税(非課税)証明書・住民票の写し

# 住居確保給付金 家賃の支払いをサポートします

失業により住居を失った方や、失うおそれがある方に、 就労能力・就労意欲を条件として、一定期間、家賃相当額 (上限あり)を支給する「住居確保給付金」。支給対象が拡 大し、新型コロナウイルス感染症の影響による休業で収 入が減少した方もご利用いただけるようになりました。

詳しくは市のホームページ、または右の二次 元コードからご覧ください。



支給方法 家賃相当額(上限あり)を月ごとに貸主に口座

**支給期間** 原則3か月(一定の要件を満たす場合は2回 まで延長可。最長9か月)

> 右表のすべての要件が当てはまる方は 受給資格を満たす可能性があります。 まずは電話でご相談ください。

生活自立支援課 ☎620·7408 ☎ 627·5956 午前9時~午後4時

がすべて提出された日から10営業日後に支給します。

# により収入が減少している 収入基準額を超える収入を得ていない、かつ資産が 給付には右表のような要件があります。 **回路** 一定額以内

- 1					
	世帯	収入基準額	資産額		
	単身世帯	84,000円+家賃額(上限53,700円)	504,000円		
	2人世帯	130,000円+家賃額(上限64,000円)	780,000円		
	3人世帯	172,000円+家賃額(上限69,800円)	1,000,000円		
ŀ					
	上記の状	記の状態になる前に、申請者が世帯の主たる生計			

主な給付要件

失業した日から2年以内、またはやむを得ない休業など

者である 求職あるいは増収に向けた活動を行う 

※審査の結果、支給が決定した方については、申請に必要な書類

5

# 救急診療

#### 救急車を呼ぶべきか迷ったら

- ▶消防庁救急相談センター(24時間) ☎#7119または☎042.521.2323
- ▶八王子消防署(24時間) **☎**625·0119
- ▶東京都保健医療情報センター(24時間) **☎**03·5272·0303

#### ●小児科

まずは夜間救急診療所へお電話を。

- ▶毎日(午後8~11時) **夜間救急診療所 ☎**625·9910 台町4-33-13小児・障害メディカルセンター内
- ▶毎日(24時間) 南多摩病院
- ☎663.0111 散田町3-10-1
- ▶奇数日(通常診療終了~翌朝。日曜·祝日は 午前8時30分~)

### 東海大学医学部付属八王子病院

- ☎639.1111 石川町1838
- ▶偶数日(通常診療終了~翌朝。日曜・祝日は 午前9時~)

#### 東京医科大学八王子医療センター

☎665·5611 館町1163

#### ●内科

#### まずはお電話を。

每日(午後8~11時) 夜間救急診療所 ☎625.9910

台町4-33-13小児・障害メディカルセンター内

#### ●歯科

休日(午前9時~午後4時) 休日歯科応急診療所 ☎622.7026 台町4-33-13小児・障害メディカルセンター内

# イベントなどの開催状況について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催の延期・中 止を決定したイベントや事業について、市のホームページでお知 らせしています(右の二次元コードからもご覧いただけます)。 また、ホームページに記載されていないイベントに

ついても、今後延期・中止になる場合があります。

詳しくは各担当課にお問い合わせください。



#### 「市長と語る」の開催について

6月6・13・27日に予定していた「市長と語る」は 当面の間、開催を見合わせます。なお、実施する場 合は改めて本紙や市のホームページなどでお知ら せします。問い合わせは広聴課(2620・7411 🖾 620·7322)  $\land$ 

#### 休日眼科

# 24日 (午前9時~午後5時 京王八王子松本眼科 明神町4-6-2 2階 2644-5212 京王八王子駅

保健所前 八王子駅~保健所



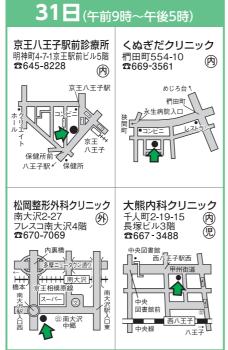


# 休日救急診療の内科・外科・小児科

24日(午前9時~午後5時)

# 17日(午前9時~午後5時) 宮澤内科クリニック(内) 大井内科クリニック 横山町7-5 内 スペースワンビル5階 北野町560-5 **2**656-2855 **☎**649-3195 横山町 北野駅前 にしな整形外科 外 みなみ野こどもクリニック 西片倉3-1-4 第2みなみ野クリニックセンター3階 横川町550-25 **☎**627-7121 ☎637-5151 兜 横川郵便局 八王子 🧗 か みなみ野駅入口





※救急診療は八王子市医師会、八王子歯科医会、八王子薬剤師会、市内大学病院などにご協力いただいております。

# 不要不急の来庁はお控えください

# 郵送手続きのご活用を

市では、国の「緊急事態宣言」に伴い、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、業務体制、 各種サービスの提供方法の変更を行っています。不要不急の外出については極力お控えいた だきますよう、ご協力をお願いします。また、市役所などへの来庁が必須ではない手続きに ついては、電話や郵送などの手段をご案内しています。事前に各担当課までご相談ください。

## 証明書の請求など

# 各種手続きは郵送で

さまざまな手続きを、自宅から郵送で行うことができます。 必要な書類など、詳しくは市のホームページ、または右の二次 元コードからご確認ください。



主な手続き	必要な書類(詳しくは市のホームページでご確認を)	手数料	問い合わせ
戸籍全部・個人事項証明 (戸籍謄抄本)などの請求	<ul><li>・戸籍郵送請求書 ・手数料分の定額小為替</li><li>・マイナンバーカードや運転免許証など、本人確認書類の写し</li><li>・返信用封筒 ・返信用切手 ・委任状(代理人の場合)</li></ul>	1通450円	市民課 窓口·郵送担当 ·〒192-8702
住民票の写し、住民票記載 事項証明書などの請求	・住民票の写しなどの郵送請求書 ・手数料分の定額小為替・マイナンバーカードや運転免許証など、本人確認書類の写し・返信用封筒 ・返信用切手 ・委任状(代理人の場合)	1通300円	<b>23</b> 620•7232 <b>23</b> 626•2381

#### こんな手続きも!

### 町会・自治会・管理組合に関する手続き

町会長・自治会長・理事長等変更届などの提出、町会等事 務交付金や公衆街路灯維持管理事業補助金などの申請

子育てに関する申請。就学援助制度、児童手当、医療費助成などの申請

医療・介護保険などの申請 高額療養費、要介護認定などの申請

# 市役所での取り組み

# 窓口に仕切りを設置

飛沫による感染を防ぐため、 市民課など多くの市民の方が 訪れる部署の窓口にアクリル 板などによる仕切りを設けま した。





# 各フロアに アルコール消毒液を設置

本庁舎1階の入口付近のほ か、各フロアにもアルコール 消毒液を設置しています。

# 国などのDV相談窓口を ご活用ください

外出自粛、休業などが行われる中で、DV(家庭 内暴力)の増加・深刻化が懸念されます。ひとりで 悩まず、まずはご相談ください。

#### **DV**相談+(プラス)

#### **☎0120·279·889** (24時間受付)

- ※英語、中国語など10か国の外国語相談にも対応して います。
- ※メールやチャットでの相談にも対応しています。 詳しくは、DV相談+(プラス)のホーム 回続回 ページ、または右の二次元コードからで しまり 覧ください。

#### **DV相談ナビ**

#### ☎0570.0.55210

※自動的に最寄りのDV相談支援センターに電話がつな がり、直接ご相談いただけます。

# 一般社団法人オンネリ

(弁護士などで作る支援団体)

LINEでの相談 「@744iaull」

午前10時~午後10時

# 特別定額給付金の支給を開始します

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が4月20日に閣議 決定され、家計への支援として、1人あたり10万円の「特別定 額給付金」が支給されることとなりました。申請受付開始日 など、最新情報については市のホームページ、または下の二 次元コードからご覧ください。

対象 令和2年4月27日時点で住民基本台帳に記録されている方 ※受給権者はその方の属する世帯の世帯主

給付方法 原則として申請者(世帯主)名義の 銀行口座へ振り込み



### 申請方法は2通り

#### ■郵送方式

世帯主宛てに郵送された申請書に必要事項を書いて、振込 先口座の確認書類と本人確認書類の写しを郵送。

■オンライン申請方式(マイナンバーカード所持者のみ)

マイナポータルサイト上の特別定額給付金の申請画面で 必要事項を入力して、振込先口座の確認書類をアップロード し、電子申請。

### 問い合わせは総務省コールセンターへ

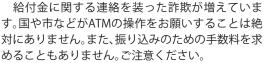
特別定額給付金に関するお問い合わせや相談は、総 務省のホームページ(右下の二次元コードからもご覧 になれます)、またはコールセンターへ。

☎0120·260020

午前9時~午後6時30分



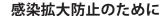
## 給付金を装った詐欺に注意



怪しい電話や郵便、メールが届いたら、市や警察に ご相談ください。

#### マスクなどのごみは密封して捨てる

使用したマスクやティッシュ、手袋などは、ビニール袋などに密封 して飛散しないようにしてから、市指定の有料袋に入れて捨ててく ださい。「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をす る」「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけましょう。



# 私たちにできること



スーパーでのお買い物は

3日に1回程度に!

買い物リストを用意してお く、家族の中で1人が代表して 買い物に行くなどして混雑を

# 心配な症状が出ても 直接病院には行かない

発熱、風邪症状があれば、まずは電話で近隣のかかり つけ医に相談しましょう。また、新型コロナウイルス 感染症に関する受診を希望する場合は、事前に必ず 「新型コロナ受診相談窓口」に連絡してください。



# 公園やアウトドアも 不要不急の外出は控える

公園などの屋外施設は密閉空 間ではありませんが、密集・ 密接して遊具を利用するこ とや、多くの人が近距離で集 まって会話することで感染が 広がるおそれがあります。

# コールセンターのご案内

感染の予防に関することや、 心配な症状が出たときの対応、 生活支援などの相談は-

# 八王子市

新型コロナウイルス感染症に関する 総合コールセンター ☎620·7253 **620·7322** 

午前8時30分~午後5時

発熱や呼吸器症状があり、流行地域への渡航や居住、患者との 接触歴などがある方、次の症状にあてはまる方の相談は―

- ・咳などの風邪症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く (高齢者、妊婦、持病のある方は2日程度)
- ・強いだるさ、息苦しさがある。

# 新型コロナ受診相談窓口 (帰国者・接触者電話相談センター) ☎645·5195

午前8時30分~午後5時15分(土・日曜日、祝・休日を除く)

☎03·5320·4592

(上記以外の時間帯及び土・日曜日、祝・休日)

